

村長選挙および

議会議員補欠選挙が行われます

～8月23日（日）投開票～

任期満了（9月6日）に伴う東秩父村長選挙および東秩父村議会議員補欠選挙が、8月18日に告示され8月23日に投開票が行われます。

今月号では、選挙日程および立候補予定者説明会等についてお知らせします。投票については、来月号で詳しくお知らせします。

選挙の日程

◆立候補予定者説明会

7月22日（水）午後1時30分

会場Ⅱ 東秩父村役場会議室

◆立候補届の事前審査

8月14日（金）

午前10時から正午まで

会場Ⅱ 東秩父村役場会議室

◆選挙人名簿登録基準日

8月17日（月）

◆選挙期日の告示《立候補届の受付日》

8月18日（火）

午前8時30分から午後5時まで

◆選挙日《投票日》

8月23日（日）

午前7時から午後8時まで

◆選挙会《開票》

8月23日（日）午後9時から

場所Ⅱ 東秩父村役場会議室

立候補予定者説明会

東秩父村選挙管理委員会では、立候補の届出を間違いない確実に進めていただくため、7月22日（水）午後1時30分から東秩父村役場2階会議室で立候補予定者説明会を開催します。

村長選挙および議会議員補欠選挙に立候補を予定されている方、ならびにその推薦者の方はお越しください。

当日は、立候補届出や選挙運動についての説明と、立候補の届出に必要な諸用紙をお渡しいたします。

説明会の概要は次のとおりです。

◆立候補届の提出方法について

Ⅱ 村選挙管理委員会

◆選挙運動について

Ⅱ 県選挙管理委員会

◆選挙運動用自動車等について

Ⅱ 小川警察署

◆選挙運動用通常はがきの使用について

Ⅱ 日本郵便株式会社小川郵便局

立候補は満25歳から

今回の選挙で立候補者になれる方は、平成7年8月24日以前に生まれた方です。なお、村議会議員立候補者になれる方は前項および本村に引き続き3カ月以上住んでいることが条件です。

「投票できる方」が満18歳以上であるのに対し、「候補者となれる方」は、年齢が満25歳以上となります。

詳しくは、村選挙管理委員会にお問合せください。

問合せ 選挙管理委員会 ☎ 82・1221

新型コロナウイルス感染症対策について

6月1日東秩父村選挙管理委員会において、村長選挙および議会議員補欠選挙における新型コロナウイルス感染症対策について協議いたしました。

投票所においては、飛沫感染対策や換気を行うこととしています。

有権者の皆さまには、次の事項についてご理解いただき、棄権することなく投票をお願いします。

◆投票所での投票について

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手指のアルコール消毒をお願いします。（投票所の出入口に設置いたします）
- ・咳エチケットを守ってください。
- ・持参した筆記用具（黒の鉛筆）で投票することもできます。

※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況では、公職選挙法第48条の2第1項第6号の事由に該当し、期日前投票を行うことができます。

◆帰宅後について

- ・手洗い・うがい等をお願いします。